

平成22年1月12日

株式会社化に関する異議申立ての結果について

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）は当社の株式会社化（相互会社から株式会社への組織変更）に関するご契約者さまからの異議申立ての結果を、以下のとおりお知らせいたします。

その結果、ご契約者さまからの異議申立ては保険業法において定められた条件を満たさなかったことから、株式会社化に関する総代会の承認の決議は無効にはなりませんでした（ 1 ）。

< 異議申立ての結果 >

（ 1 ） ご契約者さまの数

異議申立期間内に異議を申し立てたご契約者さまの数・・・ 120 名
ご契約者さまの総数・・・ 8,186,051 名
割合（ / ）（ 2 ）・・・ 0.0015%

（ 2 ） 債権の額に相当する金額（ 3 ）

異議申立期間内に異議を申し立てたご契約者さまの保険契約に・・・ 589 百万円
係る債権の額に相当する金額
すべてのご契約者さまの保険契約に係る債権の額に相当する金額・・・ 24,916,852 百万円
割合（ / ）（ 2 ）・・・ 0.0024%

なお、その他の債権者については、異議申立てを行った者はありませんでした。

1：保険業法において、ご契約者さまからの異議申立てが、次の および 双方の条件を満たした場合、株式会社化に関する総代会の承認の決議は無効になると定められております。

異議を申し立てたご契約者さまの数が、ご契約者さまの総数の5分の1を上回ること
異議を申し立てたご契約者さまの保険契約に係る債権の額に相当する金額が、すべてのご契約者さまの当該金額の総額の5分の1を上回ること

2：割合については、小数第5位を四捨五入しています。

3：債権の額に相当する金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

(ご参考)

今後の日程(1)

平成22年4月1日	株式会社化、(同日もしくはその後速やかに)株式の上場(2) ご契約者さまによる株式のお受け取り(証券口座への記録)
平成22年4月~	ご契約者さまによる金銭のお受け取り(銀行口座への送金)

- 1:上記の日程については現時点での予定であり、今後、変更となる可能性があります。
また、株式会社化・株式の上場については、当局認可、証券取引所による上場の承認等を条件とします。
- 2:株式会社化・株式の上場後においても、ご契約いただいております保険契約の内容(保険料・保険金等)に変更はございません。